

IX 職員団体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国公法第 108 条の 2 の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができ、人事院に登録された職員団体は、当局との交渉、法人格の取得等について、所定の取扱いを受けることができるとされています。

当事務所では、職員団体の登録事務を行うほか、職員団体からの勤務条件改善申し入れについての会見を行い、その意見、要望等を聴取しています。

1 職員団体との会見

当事務所では、職員の勤務条件について、職員団体との会見を通じて職員の意見、要望などを聴取し、その内容を本院に報告しています。令和 6 年度は、職員団体との会見を 4 回行いました。

2 職員団体の登録状況

令和 6 年度は、新規登録がなく、規約等の登録事項の変更に伴う変更登録が 14 件、登録の抹消が 1 件でした。

当事務所に登録されている職員団体は次のとおりです。

登録職員団体（17 団体）	
内閣府	2 団体
法務省	1 団体
財務省	9 団体
厚生労働省	1 団体
農林水産省	2 団体
国土交通省	1 団体
その他※	1 団体

※ 「その他」は複数の府省職員により構成されている団体である。